

F C A（高速炉臨界実験装置）施設に係る原子炉設置変更許可申請及び
廃止措置計画変更認可申請の概要について

（1）F C A施設の概要

F C A施設は、高速炉に関する炉物理的基礎データ、実験炉・原型炉・将来の実用炉のための設計データ及び制御安全性に関するデータを実験的に求めることを目的として建設された。1967年（昭和42年）4月29日に初臨界に達した後、2011年（平成23年）3月まで運転を行った。その間の総運転時間は約29,160時間であり、総積算出力は172,015W・hであった。その後、2021年3月31日付けで原子力規制委員会に廃止措置計画認可申請（2021年8月6日に一部補正）を行い、2021年9月29日に同申請が認可された。

今般、F C A施設で保有する低濃縮ウラン燃料について引渡し先の変更に伴い廃止措置に係る全体工程を見直すこととした。このため、原子炉設置変更許可申請及び廃止措置計画変更認可申請を行う。

（2）原子炉設置変更許可申請の概要

使用済燃料の処分の方法を変更する。

（3）廃止措置計画変更認可申請の概要

① 使用済燃料の引渡しの方針の変更

➤ 低濃縮ウラン燃料の引渡し先や搬出時期及び低濃縮ウラン燃料以外（天然ウラン、劣化ウラン）の搬出時期等を変更する。

② 低濃縮ウラン燃料の搬出時期変更に伴う全体工程の見直し

➤ 炉室設備の解体撤去工事の着手時期や炉室以外の設備の解体撤去工事の着手時期及び廃止措置終了時期等を見直し、見直しに伴い各段階での実施内容について変更する。